

阿波市地域おこし協力隊（商工観光振興）受入業務仕様書

1 目的

本業務は、地域おこし協力隊員と民間事業者がお互いの専門的な知見や柔軟な発想、独自のノウハウを活用しながら協力し、阿波市の特色ある地域資源を活かした商工観光振興に取り組むことを目的とします。

併せて、隊員の活動に対して受託者が伴走支援を行い、地域関係者との調整や実践的な事業展開を通じて、隊員の地域への定着を図り、将来的な移住・定住の促進と、地域課題を自律的に解決できる持続可能な体制づくりを目指します。

2 業務の概要

(1) 業務名

阿波市地域おこし協力隊（商工観光振興）受入業務

(2) 業務内容

地域おこし協力隊員の募集・選考及び活動支援

※市は本業務における地域おこし協力隊員を任用せず、事業者が新たに雇用する者を市の地域おこし協力隊員として委嘱するものとします。

(3) 履行期間

契約締結日から当該年度の末日まで

※本期間は、委託契約に基づき業務を実施します。

※契約候補者選定後から契約締結日までは本契約締結に向けた計画準備、隊員の募集・選考等の準備を行う期間であり、準備期間中の経費は本委託契約業務の範囲外とします。

※地域おこし協力隊の任期を限度に、最大3年間契約を更新する場合があります。

(4) 業務箇所

阿波市内

(5) 委託料等の上限

1 隊員あたり金 5,500,000 円／年（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認めません。また、報償費以外の活動に要する経費【活動費】については、別表「対象経費一覧」のとおりとします。

項目	上限額
報償費	3,500,000 円
報償費以外の活動に要する経費【活動費】	2,000,000 円

※委託契約額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、金額に変更が生じることがあります。

※準備期間に要した経費については、受託者の自己負担とします。

3 業務の内容

本業務は、準備期間および本契約期間により構成されます。契約候補者選定後から契約締結日までは、契約締結に向けた「準備期間」として本委託契約の範囲外にて実施するものとし、「本契約期間」については、「準備期間」の取り組み状況および予算の成立を前提として正式に委託契約を締結し、業務を実施するものとします。

また、受託者は、準備期間から本契約期間を通じ、地域おこし協力隊員の募集・選考、配置、活動支援等に係る一切の業務を実施するものとします。

(1) 計画準備（準備期間における業務）

受託者は、業務を実施するにあたり、市と十分に協議を行ったうえで、以下の各事項を記載した計画書を作成し、市に提出するものとします。なお、同計画に変更が生じた場合は、理由を明確にしたうえで変更業務計画書を作成・提出し、市の承諾を得ることとします。

- ア 事業実施に係る基本方針
- イ 業務実施体制
- ウ 業務実施計画（スケジュール等）
- エ その他、必要と認められる事項

(2) 隊員の募集・選考等に関する業務（準備期間における業務）

受託者は、市と常に密接な連絡を取り合い、以下の業務を実施してください。なお、(4)に掲げる活動に適した者、かつ、地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たす者を募集・選考することとします。

- ア 隊員の募集及び募集に関する広報
- イ 隊員の選考審査
- ウ その他募集・選考に際し必要と認められるもの

※地域おこし協力隊としての適性審査のため、選定にあたっては、市も関与するものとし、隊員の居住実態調査を市で行うものとします。

(3) 隊員の活動支援等に関する業務（本契約期間における業務）

受託者は、市と常に密接な連絡を取り合い、以下の業務を実施してください。なお、円滑に業務を遂行できるよう、必要に応じて打ち合わせ等を行うこと。また、打ち合わせ内容については、後述する活動状況報告書に記録することとします。

- ア 隊員の活動計画の策定、活動進捗管理
- イ 隊員が活動を円滑に進めるための指導及び調整
- ウ 隊員が地域で生活するための支援

- エ 隊員が地域住民と良好な関係性を構築するための支援
- オ 活動終了後の定住に向けた支援
- カ その他、隊員が行う活動に関して必要な業務

(4) 隊員の活動（本契約期間における業務）

受託者は、本事業の目的達成に向けて、商工観光振興に関する活動を実施してください。
なお、次のアからウのうちいずれか一つ以上を実施することとします。

- ア 地域資源を活用したイベントの企画立案、運営および SNS やデジタル媒体等を活用した集客プロモーション活動
- イ 地域の食材や特産品を活かした飲食提供の検討、ならびに空き家や公共施設等の遊休空間および既存施設を活用した交流拠点の運営・活用推進
- ウ 地域の資源を活かした新商品の開発、既存商品のブラッシュアップ、および EC サイト等を活用した販路拡大のためのマーケティング活動
- エ その他、本業務遂行のために必要な事業の提案、実施

※民間企業として取り組むことが出来る地域課題を抽出、明確化して課題解決に取り組み、これを収益化して協力隊員が卒業後にも継続雇用できるよう努めること。

※地域おこし協力隊の公共性を理解し、単なる自社の人手不足を補填する人員とならないことに注意すること。

※協力隊員の活動時間は、1日7時間45分、週38時間45分を基準として、受入事業者と隊員が協議の上、定めること。

※秘書、人事・給与、会計、庶務等の内部管理業務が主たる活動とならないようにすること。

(5) 活動報告（本契約期間における業務）

受託者は毎月の活動状況について、以下の各事項を記載した活動状況報告書を作成し、当月分の活動日誌を添えて翌月5日までに市へ提出してください。

- ア 隊員の活動内容（総括）
- イ 隊員の翌月の活動予定内容
- ウ 市との打ち合わせ内容
- エ その他報告事項等

4 隊員の雇用条件等

(1) 雇用期間

隊員の雇用期間は、委嘱の日から当該年度の末日までとします。

ただし、委嘱期間を延長した隊員に限り、同様に雇用期間を延長することができるものとします。（最長3年間）

(2) 給与等

隊員の給与等については、市と協議し、受託者が定めるものとします。

(3) 住所等要件

雇用の対象は、生活の拠点が三大都市圏をはじめとする都市地域等から阿波市内へ移し、住民票を異動させた者とし、(委嘱を受ける前に既に阿波市内に定住し、及び定着している者を除く。)。その他、総務省の地域おこし協力隊の要件を満たしてください。

5 事業の実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、委託業務が完了した日から起算して 30 日以内又は委託業務が完了する年度の末日のいずれか早い日までに次の書類を作成し、市長に提出してください。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 活動内容が確認できる書類
- (3) 収支報告書
- (4) 収支状況が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

6 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、労働法令、その他本業務に関連する法令、条例等を遵守してください。

(2) 受託者は、あらかじめ市の書面による承認を受けた場合を除き、業務を第三者に再委託しないでください。

(3) 受託者は、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用しないでください。契約終了後も同様とします。また、本業務により活動する隊員及び隊員であった者に対しても、同様に秘密を保持するための処置を講じてください。

(4) 受託者は、本書に明示のない場合、若しくは疑義を生じた場合には、市と協議するものとします。

別表（対象経費一覧）

費用区分	対象経費	対象外経費
住宅費	受入事業者が借り上げた住居用物件に係る家賃等 （月額上限 50,000 円） ※実績報告時に家賃の月額を証明する契約書等を添付すること。	隊員が借り上げた住居用物件に係る家賃 家賃を除く居住スペースに係る費用 （光熱水費、共益費、敷金礼金等）
社会保険料	隊員の雇用に当たって受入事業者が負担する社会保険料	隊員負担分の社会保険料
活動車両に要する経費	ガソリン代（上限 20,000 円/月）、駐車場代、車両借上代（上限 50,000 円/月） ※実績報告時に車両借上代の月額を証明する契約書等を添付すること。	車両の購入費用、自賠責、保険、税金、タイヤ交換代、修繕費、車検等の車両維持費（車両借上代に含まれるものは除く）
報償費	司会、講師、協力者等に対する謝礼	記念品代
旅費	講師等の交通費、研修や視察の参加に係る費用	隊員の日常的交通費 日当
消耗品・原材料費	消耗品、書籍、材料等の購入費	事業目的外のもの
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通信運搬費	インターネット利用料、携帯電話使用料など	隊員の日常的通信運搬費
手数料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保険料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料	住居の火災保険料 ・ 隊員個人に係る生命保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等
委託料	業務委託料及び設計等委託料（事前に要相談）	契約書のない委託料
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
その他必要経費	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

※上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるもの及び隊員のスキルアップにつながるものでなければ対象経費としません。また、隊員に直接支払う経費も対象経費としません。なお、費用区分の「その他必要経費」については事前に協議のうえ、市が認める範囲の額に限るものとします。